

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区横大路千両松町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	洛南排水機場維持補修（１・３号流入ゲート整備）工事			
工 期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで			
事業課（所）名	河川整備課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	
✓	✓

工 事 概 要

1 号及び 3 号流入ゲート整備					0
開閉装置更新	式	1			
試運転調整	式	1			

施 工 理 由

洛南排水機場に設置されている、流入ゲートは設置から 4 0 年以上、開閉装置の整備から 1 5 年程度経過している。本事業では、不具合が見られる 1 号及び 3 号ゲートの開閉装置（巻上機）を更新する。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	AW:水門設備（河川用水門）（維持修繕）	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1. 2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1. 00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1. 1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1. 00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1. 00
財団法人等による補正	補正を行わない	1. 00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0. 04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【撤去工】

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
機械設備据付工		人	27.6	
普通作業員		人	7.8	
電気技術者		人	1.0	
電気技術員		人	2.0	

【試運転・調整工】

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
機械設備据付工		人	12.0	
普通作業員		人	3.6	

設計内訳書（本01）

工事名	洛南排水機場維持補修（１・３号流入ゲート整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
製作工		式	1				
河川用水門設備製作		式	1				
水門設備		式	1				
開閉装置		式	1				内 1号
純製作費		式	1				
製作原価		式	1				
据付工		式	1				
河川用水門輸送工		式	1				
輸送工		式	1				
機器輸送費		式	1				内 2号
河川用水門設備据付		式	1				
河川用水門据付工		式	1				
開閉装置据付費		式	1				内 3号

設計内訳書（本01）

工事名	洛南排水機場維持補修（１・３号流入ゲート整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
開閉装置撤去費		式	1				内 4号
試運転・調整費		式	1				内 5号
機械経費		式	1				内 6号
仮設費		式	1				内 7号
処分費		式	1				内 8号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費		t	8				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	洛南排水機場維持補修（１・３号流入ゲート整備）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
据付間接費		式	1				
据付工事原価		式	1				
設計技術費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	開閉装置						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	1号開閉装置 電動スピンドル式、2本吊		台	1			
	3号開閉装置 電動ラック式、2本吊		台	1			
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	機器輸送費						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	機器輸送費		式	1			
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	開閉装置据付費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	材料費		式	1				
	据付工		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	開閉装置撤去費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	撤去工		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	試運転・調整費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	試運転・調整工		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	機械経費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
テフテレンクレーン[油圧伸縮シフト型] 60t吊		日	8				
電気溶接機[ディーズルエンジン駆動・直流アーク] 最大溶接電流300A		日	30				
電動工具類		式	1				
雑器具損料		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	仮設費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	敷鉄板設置・撤去		m2	45				
	敷鉄板賃料		枚	10				
	バックホウ(クローラ) [標準・クレーン機能付き] 山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊		日	2				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	処分費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	現場発生産品及び支給品運搬		t	2.66				
	現場発生産品及び支給品積込・荷卸		t	2.66				
	スクラップ [*] ヘビ [*] -H1		t	-2.66				
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 洛南排水機場維持補修（１・３号流入ゲート整備）工事
工事場所 京都市伏見区横大路千両松町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

- 1 本工事の施工に当たっては、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」を準用するほか、「設計図書」、「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」、「特記仕様書（個別工事編）（本仕様書）」及び以下の規程を適用する。
 - (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
 - (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - (3) 揚排水ポンプ設備技術基準
 - (4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
 - (5) 日本産業規格（JIS）
 - (6) 日本電機工業会規格（JEM）
 - (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (8) その他関係規程なお、これらの規程は最新のものを適用する。
- 2 本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等 参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（読替えほか）

- 1 土木工事共通仕様書 1-1-1-1 に記載の「土木請負工事監督・検査諸規程」は「都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程」に読み替える。ただし、受注金額が500万円以下の場合、読み替えないものとする。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>)
- 2 本仕様書において、表が空欄となっている箇所については、当該内容が本工事には該当しないものとして取り扱うこと。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（前払金）

- 1 前払金は、出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）
- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。
支払限度額の割合
令和 7年度 令和7、8年度の40%
令和 8年度 60%
出来高予定額の割合
令和 7年度 0%
令和 8年度 100%
※各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。
- 3 前払金の条件は次のとおりとする。
初年度に翌年度分の出来高予定額を含めて前金払を行う。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- (1) 出水期（6月16日～10月15日）での現場作業は行わないこと。
- (2) 本工事対象施設は適宜保守管理業者等による点検等の立入りががあるため、適宜調整を図ること。

第2条（施工時間）

施工時間は、下表に記載した工種以外は昼間施工とする。ただし、関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
		開閉装置

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
		開閉装置据付状況

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設廃棄物の適正処理）

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市〇〇区××町△△	設計運搬距離 L=〇〇.〇km
アスファルト・コンクリート塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市□□区××町●●	設計運搬距離 L=〇〇.〇km
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市〇〇区△△町□□	設計運搬距離 L=〇〇.〇km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市〇〇区××町△△	設計運搬距離 L=〇〇.〇km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市〇〇区□□町××	設計運搬距離 L=〇〇.〇km

第2条（スクラップ）

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L=5.6km

5 その他事項

第1条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書及び完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（電子納品）

本工事は、電子納品の対象とする。電子納品を実施しない場合は監督員の承諾を得るものとする。

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

- 1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月）」等、関係法令等を遵守する。
- 2 解体又は改修工事に当たっては、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの「事前調査結果報告書」の写しを監督員に提出する。
分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
- 3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得る。
- 4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で報告する。（特定粉じん排出等作業完了報告書）
- 5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは

● ない

○ 次のとおりである。

想定外の石綿含有材料が判明した場合、監督職員を協議するものとし、設計変更の対象とする。

6 設備工事に関する事項

第1条（工事範囲）

- 1 本工事の範囲は機器及び材料（以下「機器等」という。）の設計、製作、塗装、輸送、据付、試運転調整及び完成検査までの一切とする。
- 2 製作据付機器等及び現地工事は次のとおりである。
 - (1) 1・3号流入ゲート開閉器更新
- 3 その他、詳細は工事設計書又は図面による。

第2条（運転操作講習会の実施）

工事完了後、監督職員及び保守管理業者向けに運転操作講習会を実施すること。詳細は協議による。

第3条（施工計画書等）

- 1 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-6 に規定する施工計画書を提出すること。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- 2 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-18 に規定する施工図を提出し、監督職員の承諾を受けること。ただし、簡易な工事において監督職員の承諾を得た場合は省略することができる。
- 3 施工計画書に記載する計画工程表とは別に、監督職員の求めに応じ、月間工程表又は3週工程表等の詳細な工程表を提出すること。
- 4 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-47 に基づき、官公庁等への届出等を行った場合は、その許可又は承諾等の書面の写し又は原本を監督職員に提出すること。

第4条（機器仕様）

1 機器仕様

更新又は整備する既設機器の仕様は概ね以下のとおりとし、その他詳細は図面によるものとする。

機器名	仕 様（既設）	数 量	備 考
1号ゲート 開閉機	開閉方式：電動及び手動スピンドル式 電動機：3.7kw ブレーキ付 開閉装置：バルブコントロール2本吊（型式 LTKD-3W） 開度計、上下限リミットスイッチ 開閉速度：0.3m/min 電源：200V 60Hz 【扉体仕様】 型式：鋼製ローラーゲート 純径間：10,350mm 扉体高：1,700mm（設計・操作水深） 水密方式：前面三方ゴム止水	1	更新
3号ゲート 開閉機（※）	開閉方式：電動及び手動ラック式 電動機：1.5kw ブレーキ付 開閉装置：電動ピンラック2本吊（型式 NCHW-1100） 開度計、上下限リミットスイッチ 開閉速度：0.3m/min 電源：210V 60Hz 【扉体仕様】 型式：鋼製ローラーゲート 純径間：10,350mm 扉体高：1,700mm（設計・操作水深） 水密方式：前面三方ゴム止水	1	更新

- 2 更新機器については、上記各仕様の同等の機能を有するものを採用すること。
- (※) 既設3号開閉装置については、11t仕様が現在製造中止品のため、更新機器は10t仕様とすること（参考品番：NCK100D、LPM-10W等）。
- 3 機器を製作する前に、機器承諾図を提出し、監督職員の承諾を得ること。

- 4 機器承諾図には必要に応じて仕様を満足していることを示す計算書、詳細図その他資料を添付すること。
- 5 機器承諾図の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については監督職員と協議すること。
- 6 機器承諾図の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によっては受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

第5条（電気保安技術者）

- 1 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。
- 2 電気保安技術者は、次による。

100kW未満の需要設備又は事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合

- 1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士
ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

100kW以上500kW未満の需要設備の場合

- 1 級電気工事施工管理技士、第 1 種電気工事士

ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

500kW以上の需要設備の場合

- 1 級電気工事施工管理技士

- 3 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- 4 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

第6条（設備工事一般事項）

- 1 本条は一般事項を記載するものであり、今回工事に該当する項目のみ適用する。
- 2 本特記仕様書、添付図面に記載する仕様は、設計仕様であり、詳細な仕様を決めるものではない。
- 3 事前に十分な現場調査を行い、綿密な作業計画を立てること。
- 4 詳細な施工範囲及び詳細図等の作成は工事設計書、添付図面によるが、明示されていない事項については、監督職員と協議すること。
- 5 資格を要する施工・作業には必ず有資格者を従事させる必要がある。施工計画書に資格者証の写しを監督職員に提出すること。
- 6 撤去品の仮置場及び処分は監督職員の承諾事項とする。
- 7 施工に際して周辺の既設機器等に損傷を与えないよう、必要な養生を施すこと。
- 8 工事中に稼働休止となる既存機器について、点検等による操作の混乱が生じないように現場の状況に合わせて、適切な表示（操作禁止札の貼付等）を行うこと。また、これらの作業を行った際は速やかに監督職員に連絡すること。
- 9 既設機器を改造する必要がある場合や設計図書に指定した以外の配線配管類を更新する必要がある場合には、速やかに監督職員と協議を行うこと。
- 10 屋外の配管、配線の支持は、SUS製又は溶融亜鉛メッキ製の金物、ボルト・ナット、アンカーボルトを使用すること。また、屋内であっても常に乾燥した環境でない箇所については、屋外と同様の防錆対策を行うこと。
- 11 配管配線類の寸法や経路は受注者自身で再検討すること。
- 12 機器等の搬出入に当たり、輸送方法、輸送ルートは所轄警察署及び道路管理者等と協議のうえ決定すること。特に重量物を取り扱う場合は、十分な安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。
- 13 工事に要する仮設資材、機械器具、電力、用水等は受注者の負担とする。

第7条（完成図書）

- 1 施設管理用の完成図書を2部提出すること。
- 2 完成図書は以下の構成を標準とする。ただし、監督職員との協議により、一部の省略や構成変更をすることができる。
 - (1) 完成図、機器完成図、施工図

- (2) 機器性能試験成績書
- (3) 施工管理記録、試運転調整記録、社内検査報告書、総合試運転調整記録
- (4) 取扱説明書
- (5) 付属品（工具類及び予備品等。予備の塗料については、特に監督職員の指示のない限り不要とする。）
- (6) 各種保証書
- (7) 関係官公庁等への届出等書類
- (8) 完成写真（工事対象設備の全景又は代表部分を工事完成後に撮影した写真）
- (9) その他、監督職員の指示するもの

第8条（電気工事一般事項）

- 1 本条は電気工事を行う場合に適用する。
- 2 電気配管工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 厚鋼電線管は溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。
 - (2) 電線管の端部及び内部は、配線の被覆に損傷を与えないよう滑らかなものであること。
 - (3) 機器への接続は端末可とう管等による。
 - (4) 必要箇所にプルボックス等を設けること。
 - (5) 工事施工前に撤去及び敷設電線管リストを作成し、承諾を得ること。
- 3 電気配線工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 電線の寸法は内線規程に準拠するものとする。
 - (2) 配線の両端部等に回路種別、行き先等を記した札を設けること。
 - (3) 配線は管内で接続してはならない。
 - (4) 工事施工前に敷設ケーブルリストを作成し、承諾を得ること。

第9条（盤工事一般事項）

- 1 本条は盤を製作・設置する場合に適用する。
- 2 特記仕様書その他に記載の盤の寸法、形式等は参考であり、多少の変更は可能である。ただし、列盤設置するものについては高さ、形式等を統一すること。
- 3 表示灯は原則としてLEDとし、配色等は打合せによる。
- 4 電流計には定格値に赤指針を設けること。ただし、定格値がない場合はこの限りでない。
- 5 変流器の変流比が2種類になる場合には、電流計目盛を二重目盛とすること。
- 6 補助継電器類、タイマー等は原則としてプラグイン動作表示灯(LED)付で、容易に交換できるものを使用すること。
- 7 継電器等のソケット差し込み機器は、原則として保持金具を取り付けること。
- 8 タイマー等は設定値を容易に変更できるものであること。
- 9 盤名称銘板は非照光式とし、盤内照明はドアスイッチにより点灯・消灯するものとする。
- 10 押ボタンスイッチはモーメンタリ動作形（自己復帰形）とすること。なお屋外露出押ボタンには防雨対策を施すこと。また、配色等については打合せによる。
- 11 計器類は原則として広角形1.5級（周波数計、力率計を除く）とする。ただし中央監視操作盤についてはデジタル表示としてもよい（ばらつきが最小になるような対策を施すこと）。
- 12 ランプテストボタンにより盤面の全ての表示灯（故障、状態等）が点灯するものとする。
- 13 盤1面あたりの付属品は以下のとおりとする。

(1) LED	: 各色ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(2) 補助継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(3) 限時継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(4) 液面継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(5) その他継電器類	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(6) 設定器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(7) 制御回路ヒューズ	: 各種ごとに現用の100%以上
(8) 電力ヒューズ	: 各種ごとに現用の100%以上
(9) 遮断器類	: 各種ごとに1個以上
(10) 電磁接触器類	: 各種ごとに1個以上

- (11) 予備品箱 : 必要数量
 - (12) 操作フローパネル : 1 個 (全体で)
 - (13) チャート記録紙 : 各種ごとに最低 1 年以上
 - (14) インク・インクリボン : 各種ごとに最低 1 年以上
 - (15) その他 : 必要数量
- 14 屋外精密機器の取付はその機器が防雨仕様であっても直接風雨にさらされることのないよう適切なカバーを設けること。また機器に指示計等がある場合はそれが確認できるよう透明網入りガラス又はポリカーボネート等による窓を設置すること。
 - 15 屋外機器の据付、あるいはそのカバーには S U S 製又は溶融亜鉛めっき処理されたボルト・ナットを使用し、十分な防錆対策を施すこと。
 - 16 通気口等の開口部には虫等の侵入を防ぐ対策を施すこと。
 - 17 盤は維持管理しやすく、施錠できる構造であること。また、盤面の機器類は誤操作しにくい構造であること。
 - 18 盤の塗装膜厚の検査基準は受注者の社内基準によることとする。検査要領書、判定基準等を事前に提出し、承諾を得ること。
 - 19 雷サージによる故障防止、保護対策を充分に行うこと。
 - 20 新設盤の基礎工事は本工事に含む。

第 10 条 (電気主任技術者の立会依頼)

工事に伴い、下表の施設について高圧設備の停電及び復電を行う場合は、電気主任技術者の立会を求めること。なお、立会指示費は本工事に含む。

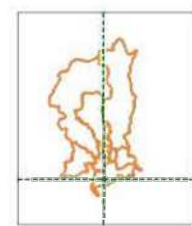
施設名	電気主任技術者名
洛南排水機場	近畿電設サービス(株)

第 11 条 (その他特記事項)

- 1 本施設は工事中においても降雨時におけるポンプの稼働の可能性がある、さらに監督職員又は保守管理業者等による試運転及び点検等の立入りにあることに留意すること。
- 2 排水機場の資機材を使用する場合は事前に監督職員の承諾を得ること。特に天井クレーンを使用する場合は、使用前点検を行う等、クレーン等安全規則に基づき使用すること。



-118813.1



-22738.3

-120093.1

-23490.1

1/5000

